

徳島県告示第340号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和8年7月15日（水曜日）午前10時から	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所新館3階入札室	高丸山鳥獣保護区特別保護地区（勝浦郡上勝町、既指定、面積29ヘクタール、存続期間10年間）の再指定について
令和8年7月23日（木曜日）午後1時30分から	海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場海南庁舎2階第3会議室	轟鳥獣保護区特別保護地区（海部郡海陽町、既指定、面積120ヘクタール、存続期間10年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

- 1 高丸山鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件
徳島県徳島農林事務所林業振興担当（電話088-626-8582）
- 2 轟鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件
徳島県阿南農林事務所林業振興担当（電話0884-24-4130）